

報告第36号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年9月20日
- 2 損害賠償額 239,525円
- 3 相手方 平塚市大神2545番地の1
株式会社クリーンサービス
代表取締役 島根 裕子
- 4 事故の概要 令和5年7月24日午前11時5分頃、みどり公園課職員の運転する公用車が市内曾我光海2番地の1の社会福祉法人積善会特別養護老人ホーム・ルビーホーム敷地内で方向転換のため後退したところ、後方に停車していた相手方車両の前方に接触し、これを破損させた。